市民活動センター貸室利用ガイド　　　　　　活動ルーム１・研修室，・展示室，活動ルーム２

利用可能団体等

　　市民公益活動団体のみ

　　（阪南市市民公益活動団体登録要綱に基づき登録を行っている団体）

利用方法

　　申請書を市民活動センターへ提出（使用しようとする日の属する月の２月前から前日までに）

　　※電話・メールにて仮申請も行っています。（正式申請は前日に行ってください）

　　※※正式申請はメールでも可能です。書式はHPにあります。

※※※使用取りやめの連絡はなるべく早く行ってください。来所・電話・メールで可能です。

利用時間

1. ９～１２時（この時間内であれば自由に時間設定可能）
2. １３～１５時
3. １５～１７時

※いずれも、準備片付けを含め２時間以内です

※※日曜日の15～17時は警備の関係上、１７時までに必ず退室してください。

使用制限

　　貸室では、会議・打ち合わせ以外の団体の活動や練習での使用はできません。

　 ※各団体の登録会員のみの利用となります。

　　　基本的に会議・打ち合わせ以外の使用はできません。詳しくは窓口のスタッフまでお願いします。

※※活動・練習を行う場合は地域交流館・公民館をご利用ください。

　　基本的に飲食はできません。（体調維持のための水分補給は可）

その他

　　活動ルーム１の研修室・展示室は、１団体でつなげて利用は行えません。

　　（他団体と共同で会議・打ち合わせを行うことは可能です）

災害時について

1. 市内に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発令された場合、休館。
2. 台風等により公共交通機関が停止した場合、休館。
3. イベント事業（井戸端会議等）は、警報が発令された場合、中止。